

令和6年1月10日付事務連絡に関してお問合せの多いものをQA形式でお示します。

予防接種は地方自治法に基づく自治事務であることから、以下の回答は技術的助言であることに留意願います。

No.	具体的な質問内容	回答
1	令和6年1月10日付事務連絡の1に記載されている「被災者の状況に応じた柔軟な対応」とは具体的にはどのような対応か。	例えば、居住地外自治体で自費で接種を行い、後日、居住地自治体に償還払いを求めた事例では、居住地自治体から居住地外自治体に事前に依頼がなかった場合でも、今般の被災者の状況を鑑み、居住地自治体が償還払いに応じることや、被災者や被災自治体の状況を踏まえ、避難先自治体の判断で避難先自治体で接種し、避難先自治体が費用負担をすること等も可能である。
2	令和6年1月10日付事務連絡の1に「居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えない」とあるが、居住地外で定期接種を実施する場合、費用負担は居住地の自治体か、避難先の自治体か。また、負担額は居住地の負担額（割合）によるか、避難先の負担額（割合）によるか。	居住地自治体と接種地自治体との間で協議を行っていただくものと思料する。基本的には居住地の自治体が費用を負担し、負担額（割合）は居住地の自治体のもを用いることが一般的と考えられる。ただし、協議を行うにあたっては被災自治体の状況を鑑み、一定期間経過後に連絡をとるなど、ご配慮いただきたい。
3	令和6年1月10日付事務連絡の1に「居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えない」とあるが、居住地外で定期接種を実施する場合、医療機関は居住地に費用を請求するのか。その場合、請求書の様式は居住地の様式を用いなければならないのか。	請求先は居住地自治体を想定するものだが、居住地自治体と接種地自治体の間で協議を行い、調整がつけば、適宜運用いただいてもよい。請求書については、今般の災害の状況を鑑み、接種地自治体の様式を用いる運用は可能と考えられる。ただし、協議を行うにあたっては被災自治体の状況を鑑み、一定期間経過後に連絡をとるなど、ご配慮いただきたい。
4	令和6年1月10日付事務連絡の1に「居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えない」とあるが、居住地外で定期接種を実施する場合、予診票は居住地の様式を用いなければならないか。	居住地自治体の判断で、適宜運用いただいてもよい。今般の災害の状況を鑑み、接種地自治体の様式を用いる運用は可能と考えられる。
5	接種に当たり、過去の接種歴の確認方法をどうすべきか。	母子手帳やマイナポータルにて接種歴を確認することが基本となるが、母子手帳の紛失等により確認が難しい場合は、保護者等からの聞きとりなど、口頭でも接種歴が確認できれば接種可能である。（なお、保護者等の記憶が曖昧な場合など、確認が困難な時は、本災害により接種期間内に接種できなかった場合でも長期療養特例として接種期間経過後の接種も可能であることから、接種歴の確認ができた後に改めて接種を検討するよう促すなど、適切に対応されたい。） なお、被災自治体への問い合わせについては、被災自治体の状況を鑑み、慎重に判断いただくなどご配慮いただきたい。